

五条川居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人生寿会が開設する五条川居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者からの意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業所からの総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。特に地域包括支援センターからの支援困難ケースを積極的に受け入れる事を目的に常に地域包括支援センターとの連携を図る。
 - 5 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回）に開催する。
 - 6 介護保険法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力体制を確保する。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 五条川居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 愛知県清須市春日新堀 33 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員が兼務）
管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名（管理者と兼務：1名、常勤専従：2名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
但し、携帯電話等にて24時間連絡可能な体制を整備し、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び利用者自宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回
ただし、利用者の希望があったときでき得る限り希望に沿うようにする。
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、清須市全域及び稲沢市・北名古屋市・あま市・一宮市・名古屋市西区の一部とする（別紙参照）。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとり、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための運用指針を整備すること。
- ③事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施すること。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の適正化の推進)

第10条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の言動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催して、その結果について職員に周知徹底を図る。また、職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第11条 「セクシャルハラスメント防止に関する規定」及び「パワーハラスメントの防止に関する規定」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

- 2 サービス利用に際して以下のハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することがある。
 - (1) 事業所の介護支援専門員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
 - (2) パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
 - (3) サービス利用中に介護支援専門員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 介護支援専門員に対して、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置)

第13条 感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じる

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(その他の運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上（地域包括支援センター等が実施する事例検討会等）
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人生寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- ・本規定は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、平成 25 年 4 月 21 日から施行する。
- ・本規定は、平成 25 年 8 月 21 日から施行する。
- ・本規定は、平成 26 年 3 月 21 日から施行する。
- ・本規定は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。
- ・本規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、平成 29 年 3 月 6 日から施行する。
- ・本規定は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、平成 30 年 8 月 25 日から施行する。
- ・本規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、令和 1 年 11 月 11 日から施行する。
- ・本規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- ・本規定は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別紙1

【稲沢市】

あ行	井之口町	奥田長角町	下津南山町
赤池池田町	井之口鶴田町	奥田流町	下津宮西町
赤池居道町	井之口白山町	奥田白山町	下津森町
赤池裏田町	井之口本町	奥田馬場町	下津矢口町
赤池北町	井之口四家町	奥田堀畑町	か行
赤池陣出町	牛踏町	奥田南花ノ木町	北市場町
赤池寺東町	駅前	奥田宮長町	北市場西町
赤池中町	大塚北	下津油田町	北市場本町
赤池旗屋町	大塚町	下津牛洗町	北市場南町
赤池広畑町	大塚南	下津片町	北島
赤池真崎町	大矢青山町	下津北信正寺町	北島町
赤池宮西町	大矢江西町	下津北山	木全
朝府町	大矢高田町	下津北山町	木全町
天池金山町	大矢白山町	下津鞍掛	陸田一里山町
天池光田町	大矢真宮町	下津鞍掛町	陸田馬山町
天池五反田町	大矢浄土寺町	下津小井戸	陸田栗林町
天池町	大矢仙口町	下津小井戸町	陸田高畑町
天池伝代町	大矢町	下津光明寺町	陸田町
天池遠松町	奥田井之下町	下津下町西	陸田白山町
天池浪寄町	奥田大沢町	下津下町東	陸田花塚町
天池西町	奥田神ノ木町	下津新町	陸田東出町
天池東町	奥田北花ノ木町	下津蛇池町	陸田本町
天池牧作町	奥田木塚町	下津住吉町	陸田丸之内町
池部町	奥田切田町	下津高戸町	陸田宮前
石橋	奥田計用町	下津丹下田町	陸田宮前町
稲島	奥田酒伊町	下津大門町	日下部北町
稲島東	奥田島崎町	下津町	日下部町
稲島法成寺町東狭間	奥田下河町	下津寺前町	日下部中町
稲府町	奥田膳棚町	下津土山町	日下部西町
井之口石塚町	奥田立長町	下津長田町	日下部花ノ木町
井之口大坪町	奥田田畑町	下津二本杉町	日下部東町
井之口大宮町	奥田大門町	下津ふじ塚町	日下部松野町
井之口沖ノ田町	奥田町	下津穂所	日下部南町
井之口親畑町	奥田寺切町	下津穂所町	小池
井之口柿ノ木町	奥田天神町	下津本郷町	小池正明寺町
井之口北畑町	奥田天目寺町	下津南信正寺町	国府宮
井之口小番戸町	奥田中切町	下津南山	国府宮神田町

別紙2

【稲沢市】

国府宮町	治郎丸西町	前田	
子生和池田町	治郎丸白山町	増田北町	
子生和円場町	治郎丸東町	増田町	
子生和小原町	治郎丸古江町	増田西町	
子生和子安賀町	治郎丸細道町	増田東町	
子生和坂田町	治郎丸南町	増田南町	
子生和山王町	治郎丸元町	松下	
子生和住吉町	治郎丸柳町	緑町	
子生和町	千代	梅須賀町	
子生和溝師町	千代町	や行	
子生和八島町	千代西町	横地	
小沢	た行	横地町	
小寺町	高重町	ら行	
込野町	高重中町	六角堂西町	
さ行	高重西町	六角堂東町	
幸町	高重東町		
桜木	高御堂		
重本	附島町		
島小原町	な行		
島子安賀町	中之庄海道町		
島高須賀町	中之庄高畑町		
島町	中之庄町		
島東之郷町	中之庄堤畔町		
正明寺	中之庄長堤町		
治郎丸石塚町	中之庄半田町		
治郎丸大角町	中之庄元屋敷町		
治郎丸北町	長野		
治郎丸郷前町	長野町		
治郎丸神木町	長束町		
治郎丸清敷町	七ツ寺町		
治郎丸高須町	西町		
治郎丸大明町	は行		
治郎丸椿町	東緑町		
治郎丸天神町	菱町		
治郎丸土井町	堀田町		
治郎丸中町	ま行		

別紙3

【北名古屋市】

あ行

石橋
宇福寺
沖村

か行

鍛冶ヶ一色
北野
久地野
九之坪
熊之庄

さ行

鹿田

た行

徳重

な行

中之郷
西之保
野崎

は行

法成寺

ま行

弥勒寺西
弥勒寺東

や行

薬師寺
山之腰

【あま市】

あ行

石作
乙之子

さ行

栄

な行

西今宿

は行

方領

ま行

森

【一宮市】

た行

多加木
丹陽町吾鬘
丹陽町五日市場
丹陽町九日市場
丹陽町重吉
丹陽町多加木
丹陽町伝法寺
丹陽町外崎
丹陽町三ツ井
丹陽町森本

【名古屋市西区】

あ行

浮野町
円明町

か行

上橋町
木前町

さ行

城町
城西町

た行

十方町

な行

長先町
中沼町
西原町
野南町

は行

平出町
平中町

ま行

見寄町